

けんこう ガイド

平成20年度より中学1年生・高校3年生を対象とした

麻しん・風しん混合予防接種が始まります

予防接種の対象者

中学1年生と高校3年生

実施日時

4月1日(火)・3日(木)【中学1年生】

4月2日(水)【高校3年生】

実施場所

新冠町保健センター

*ご案内は、3月中に個別にお送りします。

平成19年に、10代・20代において麻しんの大流行がおこり、多数の学校が休校措置を行うなど社会的な混乱がみられました。麻しんは人から人へ感染しやすく、時に死に至る重大な疾患であり、みなさんの健康保持のために麻しんを排除することが必要です。昨年の流行を受けて、今まで麻しんワクチンを1回しか受けていない世代に対して、2回目の予防接種を受ける機会を設けることとなりました。今回始まる中学1年生と高校3年生を対象とした予防接種は、平成24年度までの5年間の実施予定となっております。

麻しんの主な症状

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスによって起こる感染症です。

感染後約10日間の潜伏期間を経て、38℃程度の発熱や鼻水、せき、くしゃみ、目の充血などの風邪のような症状がでます(カタル期)。2～3日の発熱の後、39℃以上の高熱と発疹といった特徴的な症状があらわれます。

麻しんになると、全身の免疫力が下がるため、肺炎や中耳炎などの合併症を生じやすくなります。

中学1年生と高校3年生を対象とした予防接種は、法律に基づいて行われる「定期の予防接種」であり、受けることは義務ではありませんが、「受けるように努めなければならぬ」とされています。

予防接種のご案内は個別にお送りしますので、予防接種に関する説明をよくお読みになり、接種されることをお勧めいたします。

尚、定期接種として受けられるのは対象学年中です(対象学年を過ぎますと、自己負担での接種となります)。

4月			3月				月日	時間	事業名	場所
17日(木)	14日(月)	8日(火)	26日(水)	25日(火)	24日(月)	21日(金)				
13時30分～	13時～	13時15分～ 受付	11時～	12時45分～ 受付	詳しい時間帯は、後日個別にご案内いたします			ポリオ予防接種	保健センター	
	フッ素塗布	ポリオ予防接種	健康相談	1歳6カ月児・3歳児健康診査	検診結果説明会			保健センター	保健センター	
	保健センター	保健センター	レ・コードの湯	保健センター	保健センター					

●お問合せ 町民福祉課健康推進係
☎47・2111 内線144・145・146

国民年金だより

「学生納付特例制度」とは

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

学生納付特例制度の申請手続きが簡素化されます

これまででは、学生納付特例制度のご利用を希望される場合は、毎年の申請

書が必要でしたが、平成19年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成20年度も同じ学校に在学される方につきましては、送られる学生納付特例申請書（ハガキ）に必要な事項をご記入の上、返送していただくことにより、平成20年度についても学生納付特例申請を行うことができます。

但し、初めて学生納付特例を申請していた方、平成19年度の学生納付特例の承認になっていない方は学生納付特例申請書（ハガキ）が送られないため、また、在学される学校等に変更のある方は在学期間の確認が必要なためにハガキにより申請することはできませんので、役場町民福祉課社会係で申請手続きを行ってください。

●お問い合わせ先

役場町民福祉課社会係

☎47・2111（内線131）

電話番号変更のお知らせ

苫小牧社会保険事務所の電話が平成20年3月24日（月）から以下のおり変更しますのでお知らせします。

担当課	主な業務内容	電話番号
国民年金第1課 国民年金第2課	<input type="checkbox"/> 国民年金 加入手続き・納付相談	0144・36・6135
相談予約	<input type="checkbox"/> 相談予約 年金相談（来訪予約）	0144・56・9001
年金給付課	<input type="checkbox"/> 障害年金 請求手続き	0144・56・9002
業務課	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険 加入手続き・届出	0144・36・6133
	<input type="checkbox"/> 船員保険	0144・36・6134
	<input type="checkbox"/> 健康保険 給付手続き <input type="checkbox"/> 健康保険任意継続被保険者	0144・36・6136
徴収課	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険 保険料納付	0144・56・9000
総務課	<input type="checkbox"/> 庶務	0144・56・9003
ねんきんダイヤル （全国共通）	<input type="checkbox"/> 年金電話相談 請求手続・届出	0570・05・1165
		I P電話・PHS⇒ 03・6700・1165

環境衛生だより

ごみの不法投棄パトロール中！

新冠町ではごみの不法投棄対策として、職員による定期的なパトロールを実施しています。

パトロールや住民からの通報により発見された不法投棄ごみの中身から投棄者の身元を特定できた場合には、本人にごみを回収させ投棄した現場を現状回復させるだけでなく、始末書の記入や場合によっては警察に通報し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反の事件とする場合もあります。

また、不法投棄を行っている現場を目撃した地域の方からの役場への通報も相次いでおり、その場合には、町としても警察に通報し捜査してもらうこととなります。

私有地に不法投棄されたごみは、その土地の所有者または管理者（使用者）が回収し処分しなければなりませんし、町が回収した不法投棄されたごみの処分費用も町民全体の税金で賄われることとなります。

不法投棄の現場を発見した場合は、町民福祉課環境衛生係又は警察署に通報して下さい。

ごみを不法投棄した場合、法律により5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金又は併科を課せられる場合があります。